墨田区公園マスタープラン
（概要版）

平成22年11月

墨　田　区

墨田区公園マスタープラン（改定）にあたって

本区では、平成７年（1995 年）に、「墨田区公園マスタープラン」を 30 年計画として策定し、「すみだの表情をつくる」をテーマに、本区の公園の将来あるべき姿を示し、その実現に向けて様々な公園施策に取り組んでまいりました。

しかし、策定から 15 年が経過し、この間の社会経済状況や都市構造の変化、東京スカイツリー建設等に伴い国際観光都市を目指すなど、公園施策を推進していくうえで、新たな課題が生じております。

これらの課題に対応するとともに、平成 17 年（2005 年）に策定した墨田区基本構想で示された協治（ガバナンス）の考え方に基づき、区民の皆様と共に、魅力ある公園づくりを推進していくため、このほど新たな公園づくりの基本方針として、本マスタープランを改定いたしました。

この「墨田区公園マスタープラン」の改定にあたりましては、平成 20 年度には、区内の全公園・児童遊園等の現況調査を行い、平成 21 年度に学識経験者を委員長に区民委員も含めた改定検討委員会を設置して検討を重ねて取りまとめました。

そして、本計画は目標年次を平成 37 年（2025 年）とし、目指すべき将来の公園像として「公園整備戦略プラン 10」や「エリアプラン」をお示しし、その実現を図り、水辺に囲まれた立地条件やこれまで先人たちが築き上げてきた個性ある歴史･文化を大切にしていくため、様々な場面で区民の皆様が公園に関わることのできる環境づくりを創出していきたいと考えております。

今後とも、区民の皆様と共に、誰もが利用しやすい魅力ある公園づくりに向けて積極的に取り組んでまいりますので、一層のお力添えをお願い申し上げます。

平成２２年１１月

墨田区長　山﨑　昇

目　次

第Ⅰ章　公園マスタープラン改定の目的 ･･････････････････････････････････････1
1．改定計画の目的 ･･ 1
2．計画の位置付け ･･ 1
3．計画フレーム ･･ 1
4．計画目標量 ･･ 1

第Ⅱ章　基礎条件 ･･2
1．公園の量 ･･ 2
2．公園等の規模 ･･ 2
3．公園の分布 ･･ 3
4．区民意向 ･･ 4
5．課題と計画の方向性 ･･ 4

第Ⅲ章　基本理念と基本方針 ･･5
1．基本理念 ･･ 5
2．基本方針 ･･ 5

第Ⅳ章　公園整備戦略プラン 10 ･･6
1．目的 ･･ 6
2．公園整備戦略プラン 10 の内容 ･･････････････････････････････････････ 6
3．将来の公園整備目標 ･･ 13

第Ⅴ章　エリアプラン ･･14
1．目的 ･･ 14
2．エリア王欄と公園整備戦略プラン 10 ･･････････････････････････････････ 14
3．エリアプランの内容 ･･ 15
4．公園の将来像 ･･ 16

第Ⅵ章　重点事業 ･･17
1．隅田川・両国〈歴史・文化エリア〉 ･･････････････････････････････････ 17
2．荒川・旧中川〈スポーツ・自然レクリエーションエリア〉 ･･････････････ 17
3．北部〈住宅防災エリア〉 ･･ 18
4．南部〈住宅商業エリア〉 ･･ 18
5．南部北部共通 ･･ 18

第Ⅶ章　パークマネジメントプラン ･･････････････････････････････････････19
1．目的 ･･ 19
2．パークマネジメントプランの内容 ･･････････････････････････････････････ 19

第１章　公園マスタープラン改定の目的

１．改定計画の目的

平成７年に策定した「墨田区公園マスタープラン」（以下、現行計画）の目標中間年次が平成 22 年となるため、現行計画の検証を行うとともに、近年見直された上位関連計画との整合や、公園の今日的な動向・課題、区民意向などを踏まえ、より具体的で実効性のある「墨田区公園マスタープラン（改定）」を策定することが目的です。

２．計画の位置付け

「墨田区公園マスタープラン」は、「墨田区基本計画」を上位計画にもつ「墨田区緑の基本計画」の一翼を担う計画です。「墨田区公園マスタープラン」は、区内の緑のうち区が管理する都市公園やそれに準ずる施設を対象とし、公園等の総合計画として、新規整備、改修整備、管理運営、区民参加のあり方等についてとりまとめるものとして位置づけています。

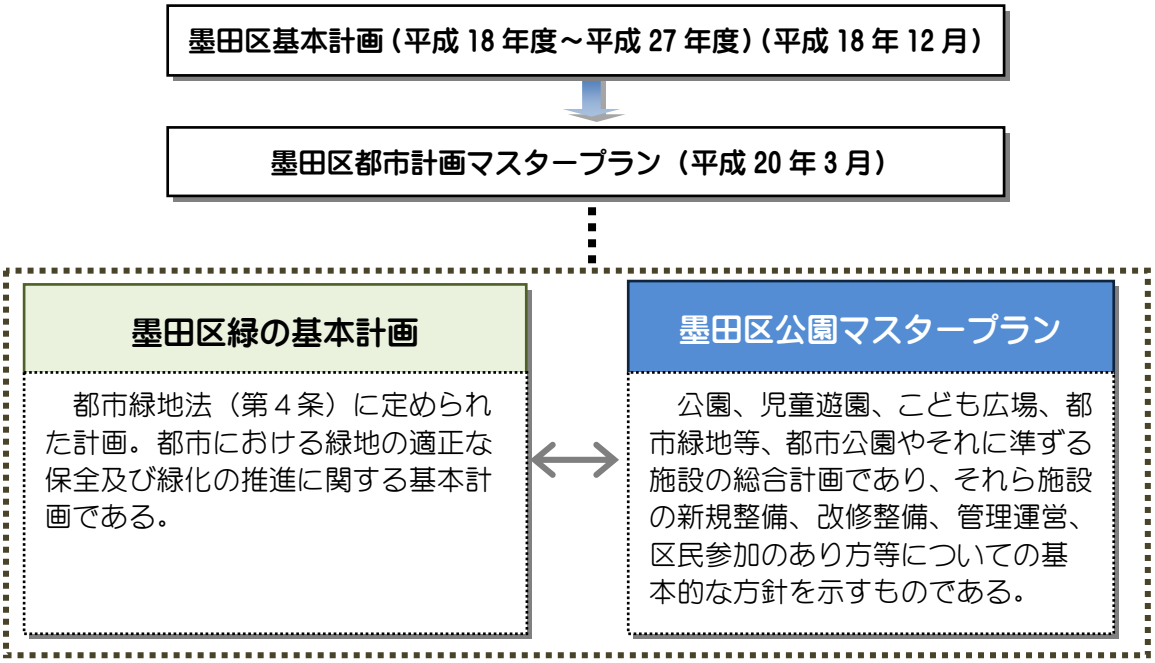

図１　計画の位置付け

３．計画フレーム

本計画は、現行計画と同様に、目標年次を現行計画のまま平成 37 年（2025 年）とします。

○地区の設定…計画内容では公園現況や地域特性を重視した地区区分を行う。

４．計画目標量

新しい公園整備目標量の設定は、一人当たり面積５㎡を将来的な目標にしつつも、2025 年までの公園整備目標は、人口に左右されない数値で、かつ公園行政として達成可能な数値を目標値として、113.7ha（今後の必要整備面積 42.8ha）としました。

第Ⅱ章　基礎条件

1．公園の量（公園面積と一人当たり面積）

都市公園面積（都立公園、区立公園、児童遊園）は、平成 6 年から平成 22 年にかけて 3.8ha 増加し、合計 **70.3ha** あります。しかし、一人当たりの公園面積は、人口の増加率が公園の増加率を上回っているため、一人当たり都市公園面積は減少に転じています。平成 22 年 4 月 1 日現在の一人当たり都市公園面積は 2.82 ㎡/人で、東京 23 区で比較すると 10 番目になります。

また、都市公園のほか、こども広場、緑地広場を加えると、総面積 70.9ha、一人当たり面積 2.92 ㎡/人となります。

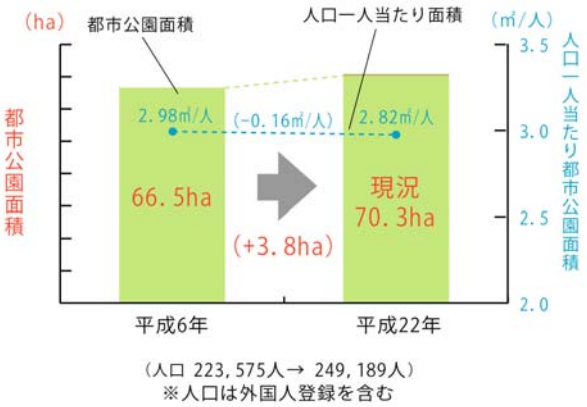

図２　区内の都市公園面積と一人当たり公園面積の推移

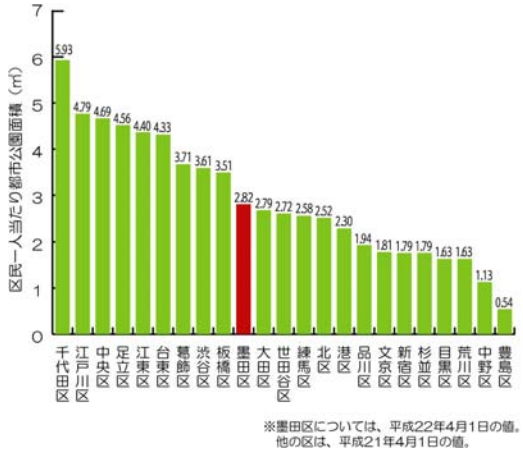

図３　東京 23 区の一人当たり都市公園面積

2．公園等の規模

公園等の種別ごとの箇所数は、児童遊園が最も多いですが、総面積では 10%にも及びません。また、公園等の面積規模別で箇所数をみると半数以上が 1,000 ㎡以下の小規模なもので、5,000～10,000 ㎡の中規模が少なく、10,000 ㎡以上が 10 箇所あります。

種別の規模は、公園が概ね 1,000 ㎡以上、児童遊園が概ね 1,000 ㎡以下となっています。こども広場は概ね 500 ㎡未満、緑地広場は全て 500 ㎡未満です。

表１　種別ごとの箇所数・総面積

種別	箇所数	総面積（㎡）
公園	66 箇所	533,955.8 ㎡
児童遊園	72 箇所	35,029.4 ㎡
こども広場	15 箇所	5,474.44 ㎡
緑地広場	4 箇所	899.6 ㎡
区計	157	575,359.29 ㎡
都立公園	3 箇所	133,593.0 ㎡
総計 ※（　）は、都市公園のみの数値	160 箇所	708,952.3 ㎡ (702,578.2 ㎡)

註）児童遊園は、現在法的には公園だが、名称が異なるため分けて表記している。

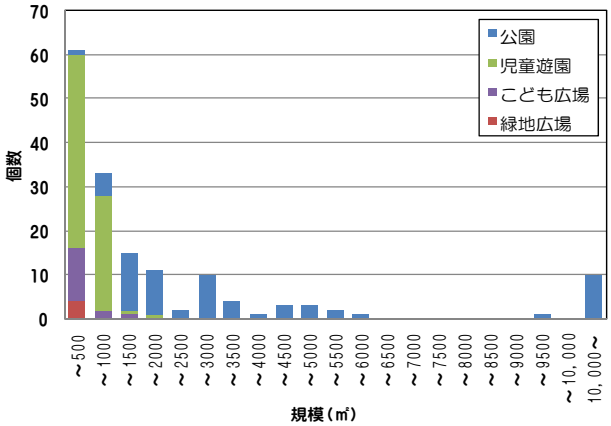

図４　種別ごとの箇所数・総面積（区立のみ）

3．公園の分布

区内の大規模な公園は、河川沿いに分布し、児童遊園やこども広場等の小規模な公園は、市街地内に多く分布しています。

また、公園の誘致圏を 250ｍ、児童遊園・こども広場の誘致圏を 100ｍとしたときに、その誘致圏に含まれない地域をアクセス不便地域（ただし誘致圏は国道、都道等の主要幹線道路をまたがないものとしています）とすると、その分布は、主要幹線道路に接して区内に点在しています。

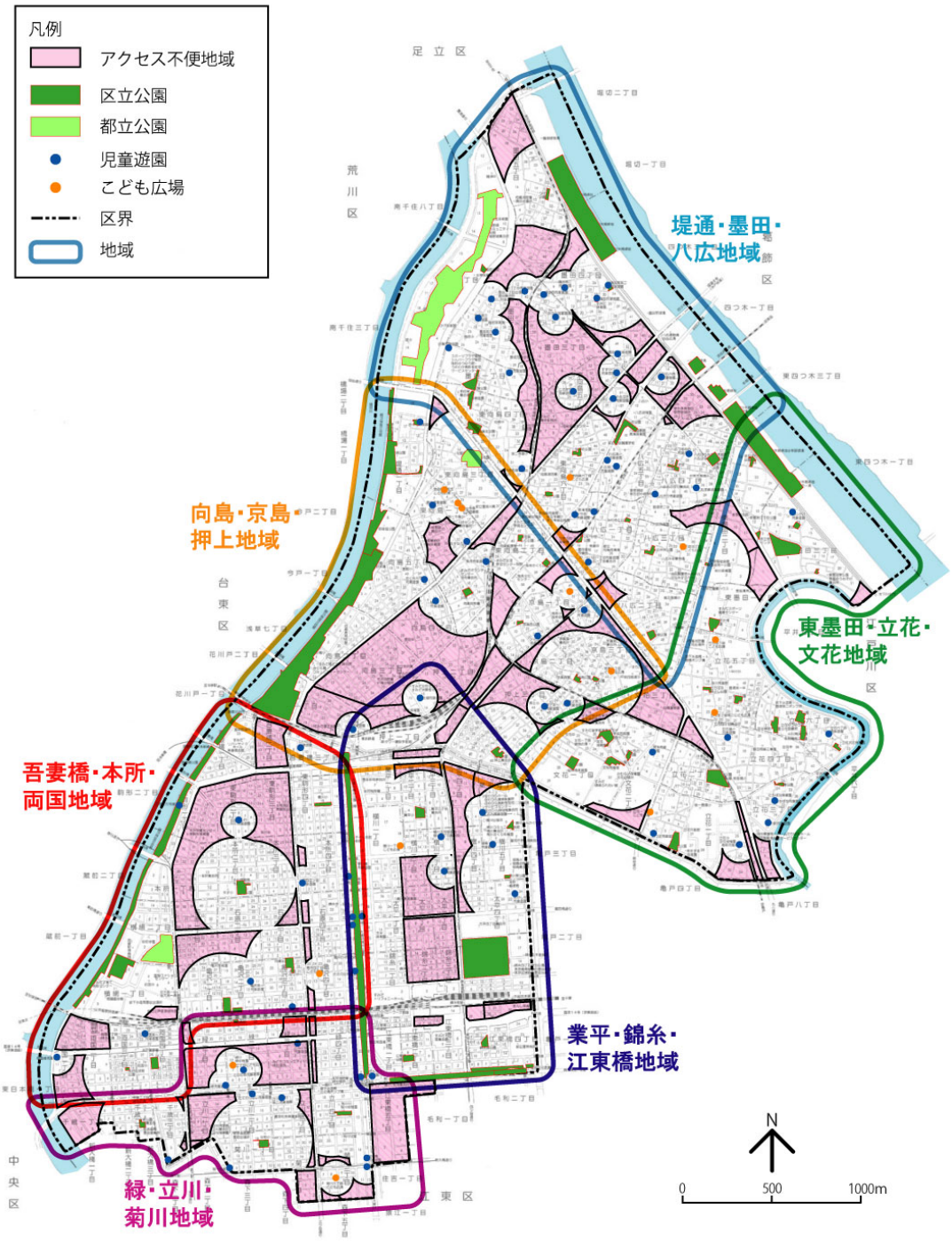

図５　公園の配置図およびアクセス不便地域
「墨田区環境誘導指針策定調査」（平成６年３月）に加筆修正

4．区民意向

平成 20 年度において、平成 13～19 年度に区民から本区へ寄せられた、公園に関する苦情・要望を分析すると、最も多かったものは、「安全・清潔」に関することで、具体的にはトイレ、電気施設、遊具、水道等に関する施設の破損・不具合の連絡・修繕要望や、不法投棄物、不定住者・不審者に対する苦情・陳情が多くありました。次に多かったものは「動植物」で、樹木剪定や草の除草、鳥の巣等に関することについて多く寄せられました。

また、「墨田区住民意識調査」における「公園・遊び場」の調査結果は、「普通」が最も多く、近年では「良い」が微増しています。

図５　年度ごとの大カテゴリー別件数

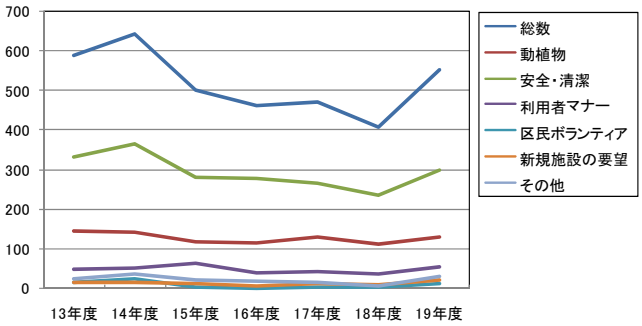

（区に寄せられた苦情・要望データより作成）

図６　公園遊び場の評価

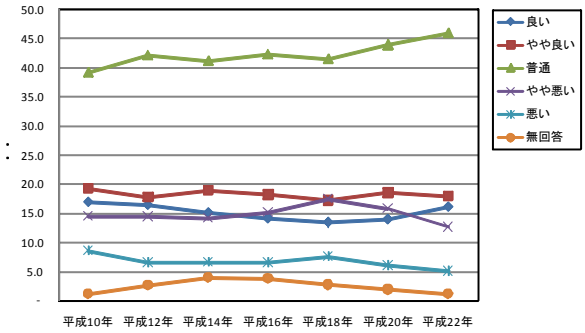

（「墨田区住民意識調査」より作成）

5．課題と計画の方向性

以上みてきた基礎条件から、公園マスタープランの計画立案における課題は、「公園の量的不足による課題」「既存公園の機能に関する課題」「公園運営に関する課題」の３つであり、これらの課題に応じた計画の方向性は、以下のとおりです。

図７　計画の方向性

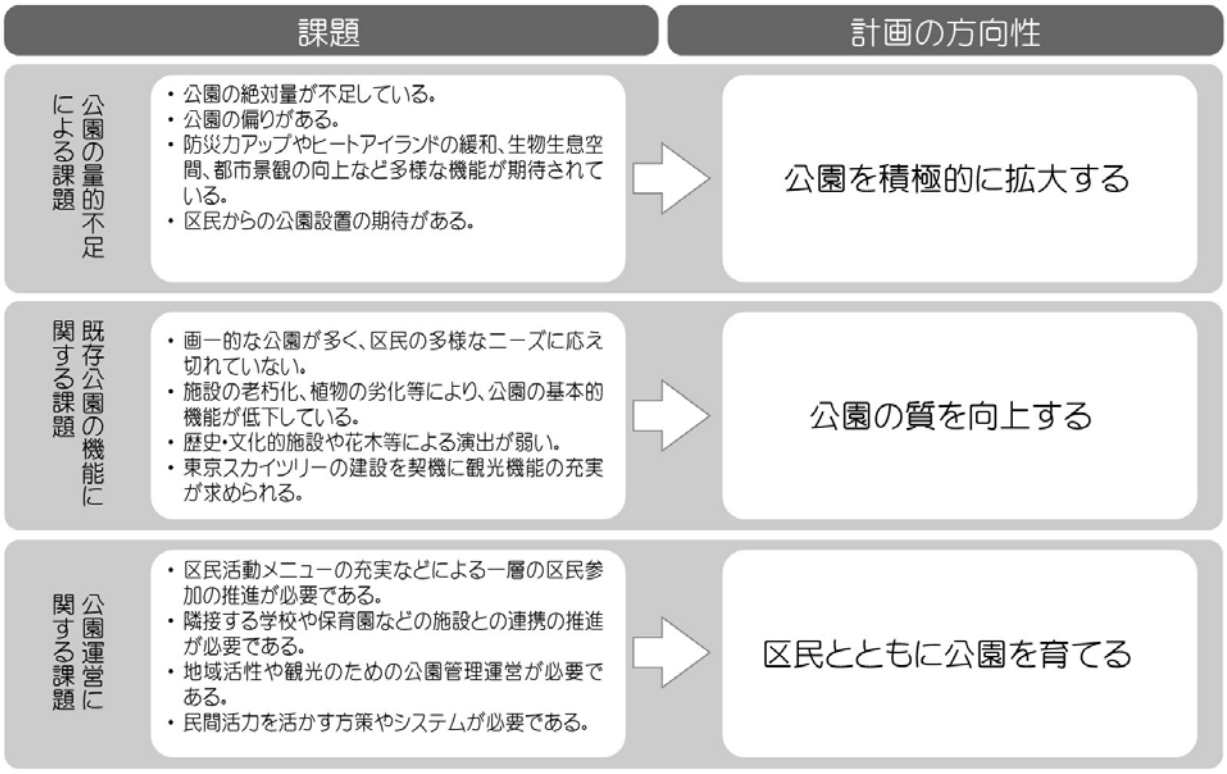

第Ⅲ章　基本理念と基本方針

１．基本理念

すみだの表情をつくる
～人々のあたたかみと水と緑を感じる公園～

２．基本方針

基本方針は、基本理念である「すみだの表情をつくる～人々のあたたかみと水と緑を感じる公園～」を実現するために、公園現況や課題を踏まえ、以下のとおりとします。

（１）積極的に面積を拡大する

・本区には特徴ある大規模公園はありますが、全体的に公園の分布に偏りがあり、公園が少ないアクセス不便地域があります。したがって、全ての区民が公園にアクセスしやすいよう公園面積の拡充を進めます。
・特に木造密集地域の公園整備や本区の立地を活かした水辺公園の整備を進めます。
・都市環境の向上や潤いのある景観にするため積極的に緑を増やします。

（２）質を向上する

・地域の歴史や文化資源がある公園が多いですが、公園施設や植栽の老朽化や劣化が進んでいます。また、利用者の少ない公園もみられます。
・公園の質を向上し、公園の機能を発揮させ、区民が快適に利用できるよう改修を進めます。

（３）区民とともに育てる

・公園は、協治（ガバナンス）を実践しやすい場であり、公園愛護協定等をさらに展開して充実を図ります。
・区民・事業者・行政が一体となった新しい公園の管理運営を行います。
・大規模公園、小規模公園など利用内容に応じた柔軟な運営ができるよう、公園ごとの管理運営方針をつくり、きめ細やかな運営を進めます。

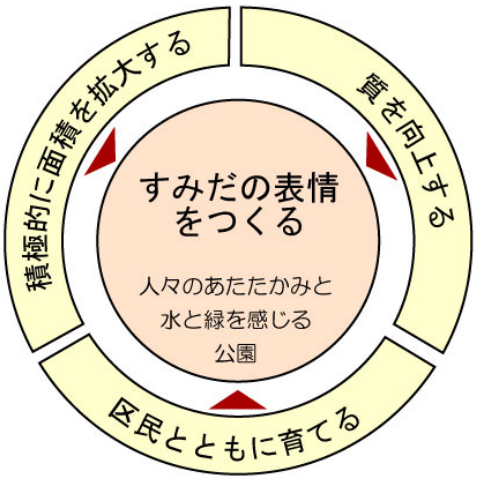

図８　基本テーマ・整備基本方針

第Ⅳ章　公園整備戦略プラン 10

1．目的

公園整備戦略プラン 10 は、公園の整備目標や改修についてその方向を提示し、区民、事業者、区が協働して公園をつくるための基本的な考え方を 10 のプランでまとめたものです。

公園整備戦略プラン 10 は、区全体の公園に係わる新規整備、改修整備、管理運営等の具体的で総合的なプランです。また、区民、事業者、行政の公園への関わり方等の協治（ガバナンス）についての内容を示し、３者が一体となって目標を実現する計画とします。

2．公園整備戦略プラン 10 の内容

①　都市生活に水と緑の潤いを与えるまちの骨格となる新しい公園をつくります

（１）水辺公園を中心とした水と緑の骨格軸をつくる

本区の水辺の立地条件を十分に活かし、美しい水と緑の空間を創出し、都市レクリエーションの場、多様な生きものとのふれ合いの場など、都市生活に潤いを与える骨格軸を整備します。

河川や運河を整備し、水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間を創出し、回遊性のある緑地空間を形成します。また、河川の合流点や橋台地は、まちの骨格軸となる水辺公園とまちを繋ぐ結節点として重要であるため、水辺公園の整備や橋梁の掛け替え事業にあわせて、橋台地の公園としての整備を拡充します。

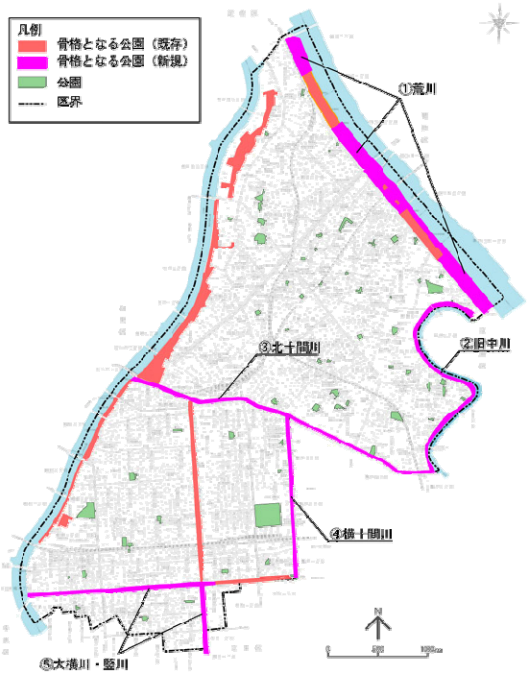

図９　水と緑の骨格軸（将来像）

図 10　機能転換による公園・整備候補地

（２）生き物との触れ合いの場をつくる

荒川や旧中川などの親水性の高い河川の水辺公園は、魚類、鳥類、昆虫類などが生息し、都市生活においても季節を感じ、日々の様々な発見をするなど、多くの潤いをもたらします。こうした、豊かな都市生活をおくるために生き物の触れ合いの場をつくります。

②　すみだを代表する風景のある公園をつくります

（１）まちのシンボルとなる公園をつくる

隅田公園や大横川親水公園等の大規模公園は、区民以外の多くの来街者にも利用され、墨田区のシンボル的な公園となっています。これらの公園は、歴史・文化、自然、スポーツ施設、区民ボランティアの実施など、様々な要素をもっています。この要素は、公園の特徴です。この特徴を一層伸ばし、本区を代表する公園の風景を創出します。

また、特徴のある公園においても、利用頻度の少ない公園や施設の老朽化が進んでいる公園では施設のリニューアルを進めます。

（２）水辺景観をつくる

本区の隅田川沿いの公園は、園内から連続した雄大な水辺景観を眺望できます。しかし場所によっては河川景観が眺望できない構造となっており、水辺景観が分断されています。そこで、河川管理者が進める堤防の改修工事にあわせ、「隅田川水辺空間等再整備構想」等と連携を図りながら公園リニューアルを進め、水辺景観を創出します。

（３）小・中規模公園をリニューアルする

小・中規模公園は、各公園のテーマを打ち出し、計画的に順次リニューアルを行います。

③　気軽に行ける身近な公園を新しくつくります

区内のどこからでも、安全に公園へアクセスできるよう、アクセス不便地域内やそれに近接する場所に公園を設置し、アクセス不便地域を解消します。

公園誘致圏 250ｍ内で公園を配置した場合、公園アクセス不便地域を概ね解消するためには、計 19 箇所の公園を整備します。

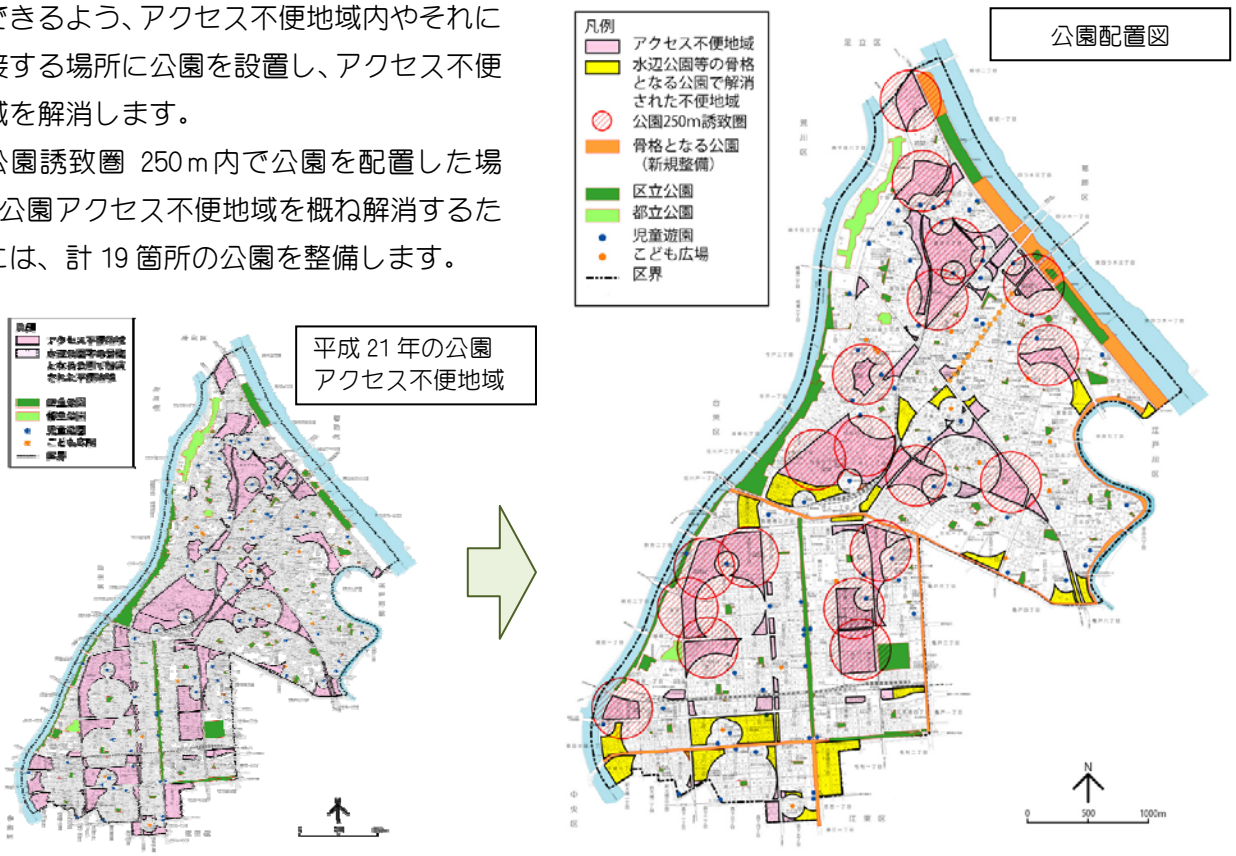

図 11　アクセス不便地域と公園配置

④　災害からまちを守る公園を新しくつくります

（１）公園の新設や拡充によりまちの防災力を向上する

木造住宅密集地域は、街路整備、建築物の耐震化・不燃化を進めることを目的にし、京島地区、北部中央地区及び鐘ヶ淵地区に多くあります。木造住宅密集地域及び東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域を合わせた区域を「防災対策公園整備区域」とし、延焼防止機能や防災拠点、避難路など防災の様々な機能有する公園を新たに整備するとともに、既存の公園に隣接する未利用地等の買収や借地による公園の拡充を進め、防災力の充実を進めます。

図 12　防災対策公園整備区域の位置

（２）防災力を高めるリニューアルを行う

１）**震災対応施設の整備**…出入口の拡幅・バリアフリー化によるアクセスの向上、震災対応型トイレ、かまどベンチ、避難誘導サイン等の災害時対応設備の整備等、太陽光発電や雨水利用等の自然エネルギーを利用した施設を導入します。

２）**水害対応施設の整備**…親水公園は、都市型水害の被害低減のために調整池としての貯水機能をもたせます。市街地の公園は、広場や園路舗装への浸透機能を有する素材の使用や、浸透桝整備などにより、水害への防災力を高めます。

３）**防火用水の整備**…大規模公園の整備及び改修においては、地域防災計画に基づき、必要に応じて防火用水整備の検討を行います。

⑤　誰でも快適に使える公園をつくります

（１）安全・安心な公園にする

公園では、施設の老朽化、植栽による見通しの悪さ等による安全性の低下、施設の劣化や植栽の病害虫被害等による清潔感の低下等の安全・安心に係わる問題があります。公園を利用する全ての人が、安全で安心できるよう公園を改修します。

１）**公園施設長寿命化計画**…遊具やベンチ等における施設の安全・安心対策として、安全性や利用年齢層等の観点から、施設の撤去を含めた改修整備を検討します。

２）**公園安全安心植栽管理方針**…植栽における安全・安心対策として、全公園共通の改修整備、管理方針を示します。

（２）統合して面積の拡大、質の向上を進める

利用の少ない小規模公園などは、公園の統廃合を行い、規模の拡大、質の向上を進めます。

（３）ユニバーサルデザイン化を進める

ユニバーサルデザインの観点から、入口、園路、トイレ、看板などの改修整備を行います。

※ユニバーサルデザイン
　従来のバリアフリーを発展させた概念で、老若男女といった差異、障害・能力の有無、文化・言語・国籍の違いを問わずに、利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

（４）美しい草木を育てる

公園の景観向上、雰囲気の改善、病害虫被害の低減を目指し、１）シンボルツリーの育生、２）適正密度管理、３）生垣の管理方法及び現状の改善、により美しい草木を育てます。

（５）きれいなトイレにする

公園のトイレは、多くの公園利用者が使用する施設であるため、トイレの印象が公園の印象に結びつきやすいものです。そのため清潔で心地よく利用できるトイレの整備、維持管理を行います。

また景観的要素としても大きいため、できる限り周囲の風景になじむ美しい外観とします。

さらに東京スカイツリー建設に伴い、来街者の増加が見込まれる業平橋、押上、錦糸町、両国などについては、来街者の利便性・快適性を向上させるためにトイレットペーパー設置等の整備を順次進めます。

（６）分煙を進める

公園内の煙草の吸い殻や歩き煙草は、小さい子どもを危険にさらすだけなく、景観のマイナス要因や、煙草を吸わない利用者の不快を招く可能性が多分にあります。このため、利用者が多い大規模公園においては、園内に喫煙コーナーを設け、分煙を進めます。

（７）環境に配慮した公園づくりを進める

低炭素社会に向けた公園づくりを目指すため、公園を整備する際は、太陽エネルギーや風力エネルギーなど、自然エネルギーを利用した環境配慮型の施設の導入を可能な限り進めます。

また、トイレや花壇散水への雨水利用、都市のヒートアイランド緩和のための広場等の芝生化や園路等の表面温度の上昇を抑える舗装材利用等、環境に配慮した工夫を幅広く行います。

（８）ドッグランの検討を進める

公園では、犬連れのノーリード等へ対する利用者に対する苦情がある一方で、区内にはドッグランがないため施設導入の要望もあります。そこで、ドッグランの規模、運営体制、駐車場設置等、ドッグラン導入に必要な検討を進めます。

⑥　子どもを健やかに育てる公園をつくります

（１）親子で楽しめる公園をつくる

幼児や小さなお子さんとその保護者で公園がより利用しやすいように、ベビーベッドのあるトイレや、小さな子どもでも使いやすい遊具の設置を進めます。

（２）小中学校、児童館、保育園などとセットで公園の整備を進める

小中学校、児童館、保育園等に隣接する公園の整備にあたっては、関連施設からのアクセスの向上や、これらの関連施設と連携しながら遊具などの施設整備を進めます。

（３）植物や動物に触れ合える場をつくる

１）**花のある公園づくり…**動植物にふれあうことは子どもの情操教育や自然を学ぶ絶好の機会となります。

２）**動物を活動やその環境を観察できる公園づくり…**河川を有する公園の鳥類が訪れる自然を保全するとともに、新たに様々な動物が生息できるビオトープを整備します。

３）**動植物との関わり合いを学べる公園づくり…**動植物が多く見られる公園においては、動植物の基礎的な知識や保全保護を伝えるために、イラスト等を使った分かりやすい看板等の施設を整備します。

⑦　訪れた人の心と体が健康になる公園をつくります

（１）歴史・文化レクリエーションを充実する

特色のある歴史や文化を有している地域や名所を公園に活かし、観光、教育、郷土文化の継承など多岐にわたる役割を一層果たすよう公園の整備を行います。

（２）スポーツ・レクリエーションを充実する

地域の年齢構成や公園の遊具や施設の整備状況をみながら、健康増進施設の配分を再検討し、適切なスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。

（３）自然体験レクリエーションを充実する

自然との触れ合える場所が少なく、農地がないため、河川を有する公園では水生生物のビオトープ空間の整備を、また市街地内部の公園においては、花壇をというように、地域の土地利用状況や地域住民のニーズにあわせた公園の整備・改修を検討します。

⑧　歴史や文化を伝える公園をつくります

（１）公園で歴史的風景をまもる

公園の中には、隅田公園の墨堤、旧安田庭園、大正民家園等といった歴史的な風景やすばらしい庭園があり、こうした公園にある歴史的風景を適切な維持管理により保全していきます。

図 13　隅田公園の墨堤

（２）公園で歴史文化を伝える

歴史等の説明看板や石碑、銅像等により地域の歴史や文化を伝えていく場所となるよう、公園の整備、管理運営を行います。

■歴史や文化を伝えるツール

①説明看板、②銅像、③モニュメント

④芸術作品、⑤イベント開催

本所松坂町公園の神社

梅若公園の榎本武揚像

露伴児童遊園の蝸牛庵跡モニュメント

両国公園の石碑

図 14　公園にある歴史・文化を伝える施設

（３）商業施設等とセットで花と緑のある文化的なまちを演出する

利用者の多い駅構内、カフェ・レストラン等のお店の隣接地、大規模商業施設の屋上等、商業施設等とセットで公園の整備を進め、花と緑のある文化的なまちを演出します。公園整備においては、借地公園制度や立体公園制度等を用いて、密集市街地においても整備を進めます。

⑨　地域コミュニティを育てる公園をつくります

（１）区民参加により公園をつくる

１）区民参加による公園の管理運営

区民・区が協働で公園の整備改修の計画段階から管理運営を行うことにより、墨田区基本構想で掲げている「協治（ガバナンス）」を実現します。様々な公園の整備・管理段階において、区民参加ができるよう、区民への情報提供を増やし参加の機会を増やします。

２）公園管理の組織づくり

公園管理の組織づくりは、地域のコミュニティ形成にも大きく貢献できるものです。本区では、公園愛護協定をはじめ、魅力ある公園づくり等の多様な組織を支援していますが、現状の枠にとらわれることなく、必要に応じて公園の組織づくりの支援を行います。

◇組織づくりの施策
①公園愛護協定の充実
②魅力ある公園花壇づくり事業の推進
③自主管理運営活動の推進

図 15　活動場所の例（東あずま公園）

図 16　隅田公園さくらパートナーシップの活動風景

（２）区民活動をサポートする

区民活動のサポートとして、日々の活動が円滑に行え、また区民活動を推進するために以下のサポートを行います。

１）道具の提供…清掃や花壇管理等の区民活動に必要な道具や消耗品などを提供。

２）グッズ作成の補助…希望に応じて区や活動団体オリジナルグッズ（タオル等）を無料または有料にて作成・提供。グッズのデザインは、区民とともに作成。

３）花と緑の活動表彰制度の設立…活動内容が都市景観、自然、花と緑のまちづくりの活動普及等に寄与するものについては、活動の推進を図るため表彰する制度を設置。

４）花壇などの植栽講座の開催…花壇活動を行っている公園を中心に、花の植栽講座を開催。

５）管理者の表示看板などの設置…区で行われている区民活動団体名や活動内容を地域に周知させ、地域住民の活動への理解や参加を呼びかけるための看板等の設置。

図 17　グッズの例
（隅田公園さくらパートナーシップ）

⑩　区民や事業者のアイディアを具現化できる公園をつくります

参加者が自発的に考えた管理運営のアイディア等を活かせるようなサポートの実施や公園の改修整備等を行います。

（１）利用者とともに公園をつくる

１）既往の区民参加事業の充実をはかる

公園愛護協定、魅力ある公園花壇づくり事業等において、区民が行う清掃や花壇の管理活動に合わせて、花壇や苗床、活動用具入れ、清掃道具入れ等を整備します。

２）学校とともに公園をつくる

小中学校の教育の場、及び学校と地域を結ぶ場として、公園が機能を発揮するよう学校との連携を強化していきます。

３）区民活動に合わせて柔軟に対応する

団体の活動内容の変化や活動量にあわせて、区民活動団体が無理なく管理できる花壇規模への縮小や、不要になった苗床の撤去及び他の施設への改修等、各活動に合わせて、公園の整備を柔軟に対応します。

図 18　学校との連携事例。小学生による壁の絵をペインティングしている（中和公園）

４）地域の行催事やイベントを支援する

行催事やイベント等を支援する仮設的な施設を地域と話し合いながら、日常の利用に妨げにならない範囲で整備の検討を進めます。また、まち歩き観光など地域の活性化に繋がることについても検討を進めます。

５）区民参加事業計画を作成する

比較的規模が大きく、広場、スポーツ施設、文化施設利用等、多様な利用ができる公園については、既往の区民参加事業に加え、今後、区として取り組んでいくべき区民参加事業についての基本的考え方を示した区民参加事業計画を作成します。

（２）事業者とともに公園をつくる

１）ＣＳＲを推進する

事業者ＣＳＲ活動を推進するために、公園の整備や清掃、イベント運営等の様々な機会を創出し、事業者と区が共により良いまちづくりへの協働体制を図っていきます。

２）鉄道沿線の公園整備を進める

鉄道の高架化の整備やそれに伴う駅の建替整備等が予定されています。これらの整備に伴い、事業者とともに鉄道沿線に接している公園の高架下への拡充を目指します。

◇ＣＳＲ

ＣＳＲは、Corporate Social Responsibility といい、日本語では、事業者の社会的責任と訳されています。ＣＳＲは、1990 年代頃から注目されはじめた概念で、「事業者の経済活動には利害関係者に対して説明責任があり、説明できなければ社会的容認が得られず、信用のない事業者は持続できない」というものです。この考えのもと事業者は社会的信用を得るため、様々な活動を行っています。

３．将来の公園整備目標

（１）整備面積

公園整備目標　（目標年次 2025 年）113.7ha
（今後の必要整備面積　42.8ha）

（２）将来公園整備計画図

既存の公園及び、公園整備戦略プランにて計画された新規公園整備を加えたものを、将来公園整備計画図とし、新規整備の指針とします。

図 19　将来公園整備計画図

第Ⅴ章　エリアプラン

1．目的

本章エリアプランでは、第Ⅳ章「公園整備戦略プラン」で計画した将来的に新規整備する公園も視野に入れつつ、現況の公園の特色を活かし、新規整備、改修整備、管理運営について、具体的に計画することを目的とします。

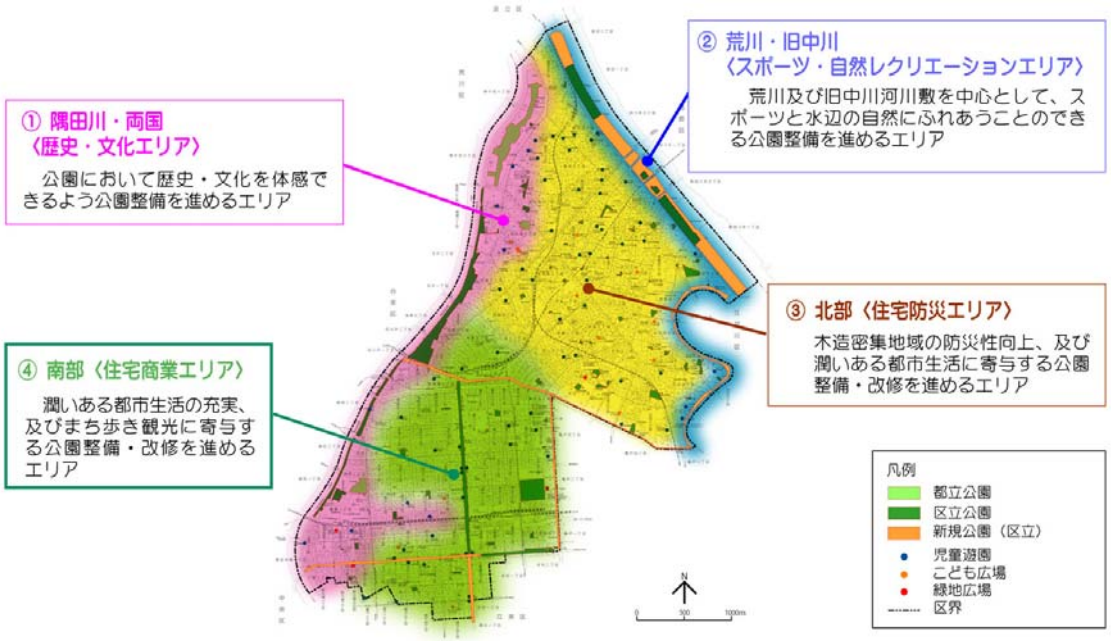

図 20　エリア区分

2．エリアプランと公園整備戦略プラン１０

エリアプランは各エリアのテーマに沿った計画と公園整備戦略プラン 10 での計画とを総合的に示した計画とします。

表 2　公園整備戦略プラン 10 とエリアプランの対応

公園整備戦略プラン10 ＼ エリア	隅田川・両国〈歴史・文化エリア〉	荒川・旧中川〈スポーツ・自然レクリエーションエリア〉	北部〈住宅防災エリア〉	南部〈住宅商業エリア〉
1 都市生活に水と緑の潤いを与えるまちの骨格となる新しい公園をつくります		●	●	●
2 すみだを代表する風景のある公園をつくります	●	●	●	●
3 気軽に行ける身近な公園を新しくつくります	●		●	●
4 災害からまちを守る公園を新しくつくります			●	
5 誰でも快適に使える公園をつくります	●	●	●	●
6 子どもを健やかに育てる公園をつくります	●	●	●	●
7 訪れた人の心と体が健康になる公園をつくります	●	●	●	●
8 歴史や文化を伝える公園をつくります	●		●	●
9 地域コミュニティを育てる公園をつくります	●	●	●	●
10 区民や企業のアイディアを具現化できる公園をつくります	●	●	●	●

３．エリアプランの内容

各エリアの現況と課題を受け、および公園のテーマを以下のように設定しました。

①隅田川・両国〈歴史・文化エリア〉

○隅田川周辺は、江戸時代から下町として発展していた地域で、歴史・文化を反映した公園として、隅田公園、旧安田庭園や旧吉良邸跡の本所松坂町公園、露伴児童遊園などがあります。

○本エリアのこうした歴史的・文化的資源は、利用者に対する演出が弱く、折角の資源が活かされていないところもみられます。

テーマ「歴史・文化を体感する公園をつくる」

地域の歴史的・文化的資源を最大限に活かした公園をつくり、それらを相互に連携させます。そしてまち歩き観光等において地域の歴史・文化を体感できるようにします。

②荒川・旧中川〈スポーツ・自然レクリエーションエリア〉

○荒川四ツ木橋緑地から旧中川河川敷と続く、広々と潤いのある水辺の風景が連続し、水生生物の生息場所、広大な河川敷を利用したスポーツ・レクリエーションの拠点にもなっています。

○将来的に旧中川の公園整備が見込まれ、荒川四ツ木橋緑地や北十間川から連続した水辺空間の整備が求められます。

テーマ「スポーツ・自然レクリエーションを楽しむ公園をつくる」

荒川、旧中川ののびやかな水辺風景のあるスポーツ・自然レクレーション拠点づくりや、生きものとのふれあいの場として動植物の生育生息場所の整備・保全を行います。

③北部〈住宅防災エリア〉

○木造密集地域が広がっており、まちの防災力向上が望まれています。

○業平橋駅周辺の土地区画整備事業、東京スカイツリーの建設、近年のファミリー形式の集合住宅が増加により人の流れが大きく変化することが予想されます。

テーマ「緑豊かで安心・安全な生活を送るための公園をつくる」

木造密集地域の防災力を向上させるため、新規の公園整備や公園におけるコミュニティの形成などを推進し、安全で安心できるような公園をつくります。同時に、魅力ある公園づくりを行い、都市生活の充実を図ります。

④南部〈住宅商業エリア〉

○都市の構造が碁盤の目状になっており、北部に比べ防災性が高い市街地です。ファミリー形式の集合住宅の増加、業平橋駅周辺は土地区画整備事業、東京スカイツリーの建設等により、人の流れが大きく変化することが予想されます。

○竪川、大横川、北十間川、横十間川等の内河川がありますが、親水性は充分とはいえません。

テーマ「四季を感じ心豊かな生活を送るための公園をつくる」

都市生活の充実を図るため、特色ある公園の整備や、コミュニティの形成づくり、四季の移ろいを感じる植栽や生きもののいる公園等、魅力ある公園整備を行います。

4．公園の将来像

公園整備戦略プラン 10 を受け、エリアプランを実現することで、区の外周を取り囲む水辺公園のネットワークが完成します。そして市街地においてはどの地域においても身近な公園があり、緑豊かな都市としていきます。

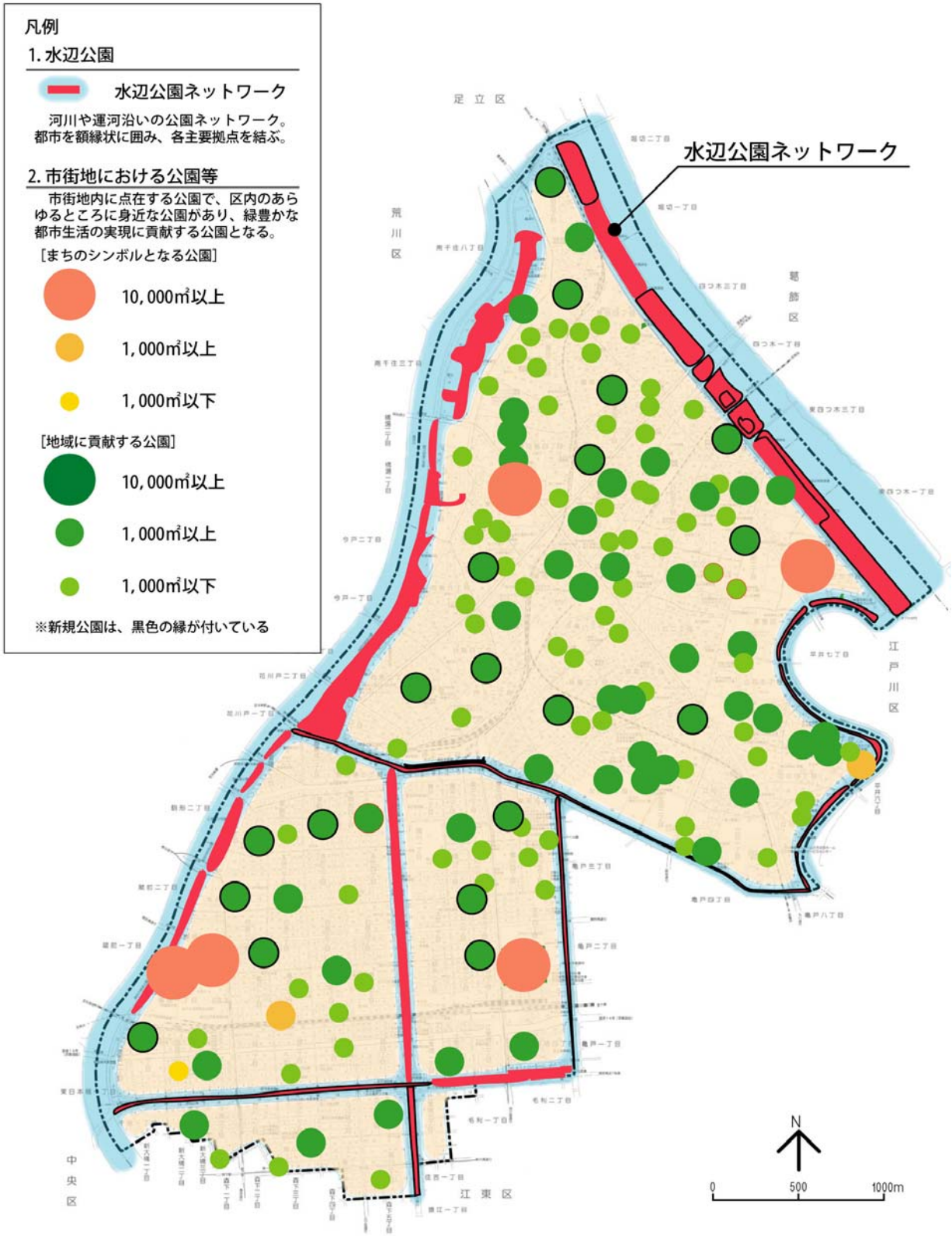

図 21　将来像図

第Ⅵ章　重点事業

1．目的

重点事業は、エリアプランで示した計画のうち、計画年次である 2025 年までにエリアの特色を高めるために重点的に実施するものです。事業を推進するために、整備箇所、整備量、整備手法、実行年次などを具体的に示し、公園事業の一層の促進を図ることを目的とします。

2．隅田川・両国〈歴史・文化エリア〉

歴史・文化施設の演出強化

既存の石碑、記念碑、説明看板などの歴史・文化施設は、本区の歴史・文化の継承や、公園の雰囲気づくりに大切な役割を果たしています。これらを最大限に活用するため、修景や見えやすい演出を行い、訪れた利用者が、墨田の歴史・文化を体験できるよう整備します。

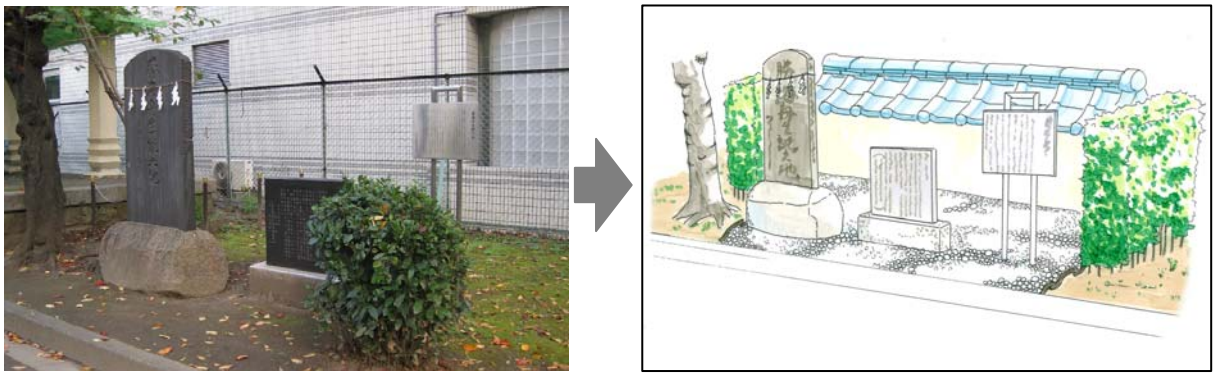

図 22　石碑と説明看板の演出強化例

3．荒川・旧中川〈スポーツ・自然レクリエーションエリア〉

自然とのふれあい空間の整備

本エリアは、本区の水生生物の生育生息空間として大切な区域であり、また、区民が自然にふれあう空間としても貴重な場所です。現在は、自然とのふれあいが出来る空間は一部ですが、今後自然地のエリアを拡充し、本エリアが自然とのふれあいやスポーツなどの多様なレクリエーションが行える場所となるよう整備します。

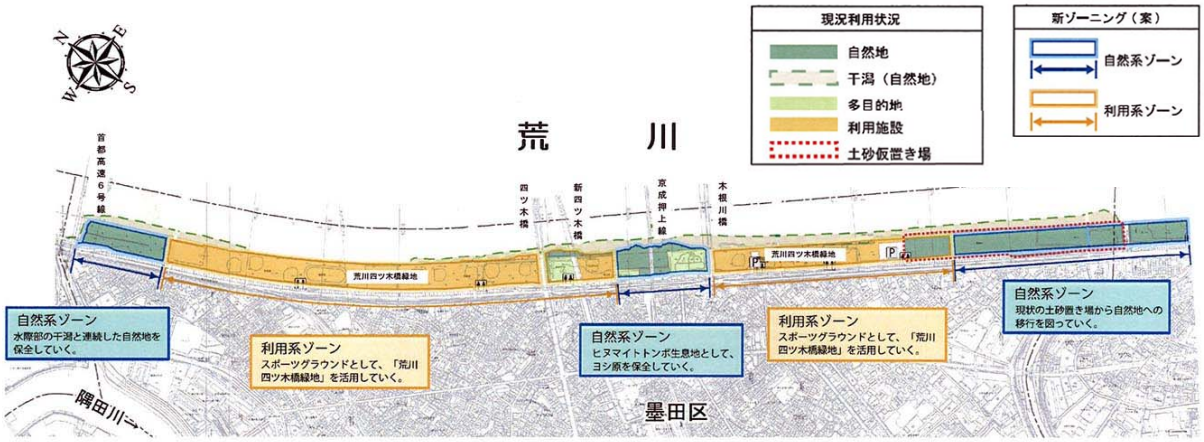

図 23　荒川下流の 10 年後に向けたゾーニングイメージ『荒川将来像計画 2010』より

4．北部〈住宅防災エリア〉

木造密集地域における防災対策整備

北部住宅防災エリアは、木造密集地域が広がり、点在する公園は小規模で、かつ大規模公園の新設が難しいため、既存の公園を防災的な側面から整備改修します。これにより，安全で安心できる生活を送れるよう災害時の防災力を高めます。

図 24　アクセス向上例

5．南部〈住宅商業エリア〉

快適なまち歩き観光を実現するための公園整備や区民活動の強化

東京スカイツリーが建設される押上・業平橋周辺地区は商業や観光の新たな拠点となり、また錦糸町、両国、浅草などから東京スカイツリーを結ぶ動線は、まち歩き観光の軸として期待されています。このため重点事業では、まち歩き観光の際に、公園が休憩場所、東京スカイツリーのビューポイントなどとして、快適にまち歩き観光ができ、少しでも多くの感動を与えられる公園を目指します。

図 25　ビューポイントの演出例

6．南部北部共通

都市生活を充実させるための公園の個性化

小・中規模公園の多くは、公園の周囲が植栽で囲まれ、広場、鉄棒、すべり台、砂場等が設置された個性の希薄なものがみられます。また、公園により利用者数が少ないものもあります。

そこで、エリアや周辺環境、区民ニーズ等から各公園のテーマを打ち出し、そのテーマに従って、計画的に順次リニューアルを行います。

個性化を実施する際は、規模や周辺環境に応じてテーマを絞り、特に小規模公園については、１公園１テーマとして機能を特化させ、特色ある公園を目指します。

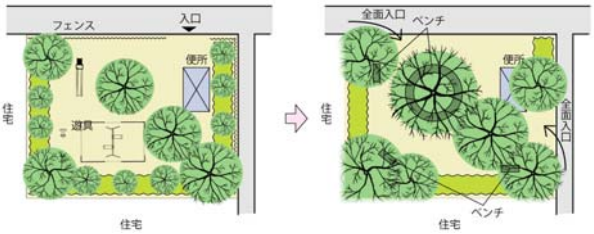

図 26　個性化の例（くつろぎの空間づくりイメージ）

第Ⅶ章　パークマネジメントプラン

１．目的

総合的に管理運営するための基本的な考え方を示し、施設・植物の管理、区民ボランティア活動やイベント等の運営、公園管理運営の評価方針、区民・利用者・行政の役割分担等により体系的・総合的に公園の管理運営について示します。

また、公園のパークマネジメントプランでは、協治（ガバナンス）の考え方のもと、公園の計画設計から地域と共に考え、つくり、そして多くの人に利用されるような計画とするとともに、公園の利用や管理を通じて、地域コミュニティの形成や地域活性に繋がることも目的にします。

２．パークマネジメントプランの内容

（１）管理計画

１）基本的考え方

各公園に求められる機能を十分に発揮させる管理を行います

２）管理内容

ア．**植栽**…植物管理は、各公園が目標とする植栽（目標植栽）を継続的に達成することが目的です。そのために、剪定、刈込、施肥、病虫害防除、灌水、補植、花壇の花苗植えなどを適切な時期に行います。また、植物の生理・生態的特性を十分に把握し、健全な樹木育成、および公園を快適に利用できる空間を維持・創造します。

◇植栽管理の視点
①美しい空間演出
②防犯対策
③災害対策
④事故対策
⑤生物多様性への対応
⑥病虫害対応
⑦公園の緑量の増加

イ．**施設**…施設管理は、各施設の機能を十分に活用発揮させ、安全快適な利用を実現することが目的です。そのために、時間とともに施設の機能が劣化する状況を的確に捉え、劣化の防止、劣化損傷した施設の補修による機能回復、錆や塗装の劣化による美観低下の回復、設備・機械が正常に機能するよう運転・調整等を行います。次の３つの対策で施設管理を実施します。

①安全対策（施設の長寿命化対策）

計画的な遊具全体の計画的な点検・修繕、老朽化した遊具の安全対策を実施するため、「公園施設長寿命化計画」（都市公園安全・安心対策緊急支援事業）を策定し、それに基づき適切に維持管理を行います。

②防災対策

広域避難場所に指定されている公園や、木造密集地域の公園においては、防災対応施設への切り替え、道路からのアクセス向上、緊急車両の乗り入れなどの再整備を実施します。

③環境対策

低炭素社会や循環型社会へ寄与する自然エネルギー利用施設等の導入、施設の点検・修繕による施設の長寿命化などを行います。

（２）運営計画

１）基本的考え方

公園の魅力を引き出し、個性を伸ばす管理運営を行います

２）運営内容

ア．利用のすみ分け

利用者同士がお互いに迷惑にならないような利用を原則として、利用者の多い公園については、利用者が空間的、時間的に利用のすみ分けを自然に行えるよう、工夫を凝らした運営を行います。

イ．区民・事業者参加の推進

公園の運営において、行政とともに区民・事業者が公園運営の主体となるよう、以下の施設を展開し、公園愛護会などの公園管理運営団体の設立や協定締結を区全域に広がるよう進めます。

表３　区内ボランティアの現状と目標数

区民ボランティア	現在（2010 年３月）		目標（2025 年）	
	公園数	活動団体数	公園数	活動団体
公園愛護協定	65	62	80	77
コミュニティガーデン委員会	5	5	10	10
隅田公園さくらパートナーシップ	1	1	1	1
中川桜愛護会	1※	1	1※	1
事業者	1	1	6	6
合計	延べ 73※※	70	延べ 98※※	95

※　旧中川は将来公園化する予定であるため掲載しています。
※※　区民ボランティアが活動している公園は重複しているものもあるため、延べ数を記載しています。

ウ．利用者へのおもてなし活動

一般の公園利用者や観光客にとって、公園を管理する風景も、公園やその地域の印象として残ります。そこで、訪れた人が心地よく利用できるよう、“見せる公園運営”を行います。

具体的には、区民活動団体、管理業者、区にて、作業の服装や、区民活動用のゴミ箱や道具入れのデザイン、まち歩き観光者に不快な気持ちにさせない作業や振る舞い、植栽技術の向上について検討・実施を行います。

エ．魅力あるイベントの展開

イベントは、地域づくりのツールとして公園や地域の PR、歴史・文化の継承、多様なレクリエーションの提供など様々な機能を発揮し、魅力あるイベントが開催されるよう、区民・事業者の参加促進を図ります。

地域の自治会や商店街、事業者などが企画・運営するイベントでは、地域づくりに寄与する目的のイベントについては、都市公園法の趣旨を踏まえながら少しでも手続きの緩和が図れるように今後検討を行い、区民・事業者の参加推進を図ります。

オ．利用ルール（利用規制）

公園の利用規制については、公園の規模や周辺の都市構造などにより、公園の利用目的や内容が異なるため、個々の公園の設置目的や利用内容によって、利用規制を柔軟に対応させ、快適に利用できるようにします。例えば、歴史的・文化的に有意な環境資産のある空間においては、それらの資産価値が損なわれないよう、利用ルールを設定します。

（３）管理運営の評価

１）基本的な考え方

よりよい管理運営実現のため、５年サイクルで公園を評価します

公園の管理運営の質を保ち、利用者により高いサービスを提供するため、公園管理運営に評価システムを導入します。評価は、区全体の評価と公園ごとの評価の大きく２つの評価を行います。

２）ＰＤＣＡマネジメントサイクル

ＰＤＣＡマネジメントサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の４要素を１つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方です。これを公園管理運営に導入していきます。

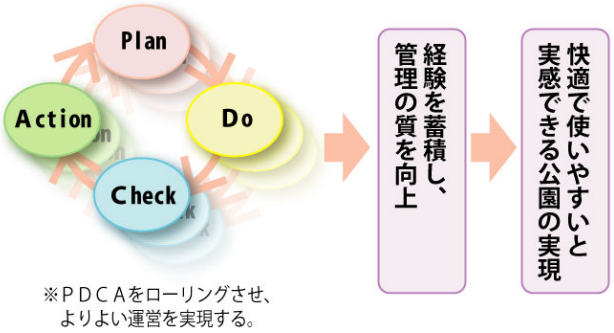

図 27　ＰＤＣＡマネジメントサイクルの概念図

（４）管理運営の主体と役割分担

区民・公園利用者・区が連携してよりよい公園を育てます

公園に関わる主体は、主に区民・公園利用者・区の３者に分けられ、これらは下図のような公園管理運営についての関係を持っています。

区立公園では、大部分の公園を墨田区道路公園課が管理していますが、押上公園や大正民家園のように教育的要素が大きい公園においては、墨田区教育委員会が管理運営を行っている箇所もあります。

このように公園の性格の違いで管理主体を変えることで、より公園の特徴を引き出し、特色ある公園となっています。同様に、区民ボランティア等による公園の管理運営や、地域の事業者がイベントや清掃などに関わることで、地域に根付いた公園となり、特色ある公園となります。特に住宅が多い地域における小規模な公園は、公園の特徴を際立たせ、区民主体の管理運営を推進します。

一方、大規模公園は区のシンボル的な公園として、その特徴を観光やレクリエーションについて、これまで以上に利用者が満足するよう、区民・区による創意工夫あふれる管理運営を展開し、多様なサービスの充実を図ります。

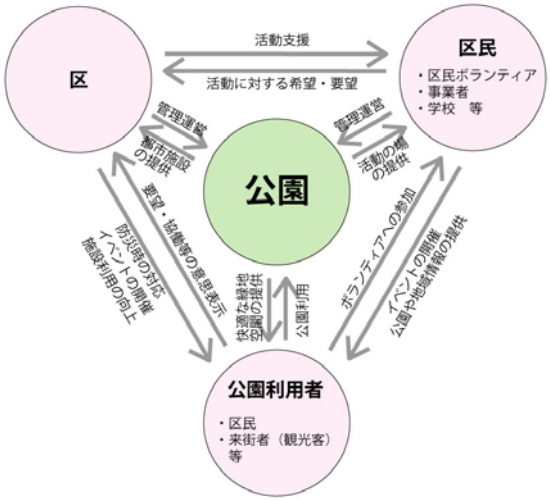

図 28　各主体の役割

『墨田区公園マスタープラン（概要版）』
平成 22 年 11 月
墨田区
都市整備部　都市整備課
〒130-8640
墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電　話：03-5608-6581
ＦＡＸ：03-5608-6409